

令和2年6月12日 開会
令和2年6月19日 閉会
(定例第6回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第61号

令和2年第6回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月26日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年6月12日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

景 山 浩君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

令和 2 年 第 6 回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 2 年 6 月 12 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 2 年 6 月 12 日 午後 1 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議事日程の宣告
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第 56 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 57 号 南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 58 号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 59 号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 60 号 南部町子どもの広場設置条例の制定について
- 日程第 10 議案第 61 号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 62 号 令和 2 年度南部町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 63 号 令和 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議事日程の宣告
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第 56 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 57 号 南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 58 号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 59 号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 60 号 南部町子どもの広場設置条例の制定について

日程第10 議案第61号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第62号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第63号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1 番 加 藤 学君	2 番 荊 尾 芳 之君
3 番 滝 山 克 己君	4 番 長 束 博 信君
5 番 白 川 立 真君	6 番 三 鴨 義 文君
7 番 仲 田 司 朗君	8 番 板 井 隆君
9 番 景 山 浩君	10番 細 田 元 教君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	藤 原 宰君	書記	藤 下 夢 未君
		書記	種 晃 平君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	加 納 諭 史君
企画政策課長	田 村 誠君	企画監	本 池 彰君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	芝 田 卓 巳君	子育て支援課長	吾 郷 あきこ君
教育次長	安 達 嘉 也君	人権・社会教育課長	岩 田 典 弘君

病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	渡 邊 悦 朗君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	岡 田 光 政君	監査委員	仲 田 和 男君

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） それでは、会議の始まります前に一言御挨拶を申し上げます。

令和2年6月定例議会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

4月7日に発令されました新型コロナウイルスによる緊急事態宣言で私たちの生活は一変いたしました。マスクの着用、手洗い・うがいの徹底、不要不急の外出自粛など、これまでに例のない日常生活への制限に一人一人が真摯に向き合い、努力した結果、5月24日に宣言解除という一つの区切りを迎えました。

しかしながら、この宣言解除は新型コロナウイルスが終息したのではなく、新しい生活様式による新たな日常のスタートであることを再認識しなければなりません。日常生活に注意を払い、感染拡大の防止や医療体制の整備などに注力し、新型コロナウイルスと共生していく方策を見定めていく必要があると考えています。

一方では、長期化による社会経済の停滞に対する打開策を打ち出し、スピード感を持った経済の回復を切望するものであります。

さて、6月は大雨による災害の発生しやすい時期でもあります。近年の自然災害は一極集中、被害は拡大傾向にあります。今後は感染症対策と自然災害への対応が複合的に求められ、これまで以上に日頃からの知恵と備えの重要性を再認識して、自助・公助・共助の連携を図っていかねばならないと考えています。

本定例議会におきましては、一般会計補正予算、条例の制定や一部改正など緊急性の高い、かつ、重要議案について御審議をいただく予定としております。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長から説明がございますが、町民の皆様の要望に応えるべく提出されております全ての議案に対しまして慎重審議をいただき、なおかつ、妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和2年第6回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席

いただき開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、国内でも6月11日現在、新型コロナウイルス感染者数は1万7,292人、入院治療者981人、うち重症者88人、死亡者920人となっています。このような厳しい感染拡大の中で、鳥取県では感染者3名、死亡者ゼロを維持していることは、鳥取に暮らす人のすばらしさ、暮らす風土の豊かさの結果だろうと思います。改めてコロナによる自粛に御協力いただいた南部町民の皆様に感謝申し上げます。

しかし、世界では、感染の猛威はとどまることを知りません。アメリカ・ジョンズ・ホプキンス大の発表によりますと、11日現在、世界213か国、感染者数736万239人、死者41万6,201人とパンデミックは続いており、少しの油断が感染の拡大につながると警告しています。

今後、近いうちに必ず私たちが遭遇する第二波、第三波の新型コロナウイルス感染拡大期に向けて準備をしてまいる所存です。どうか町民の皆様も気を緩めずに三密を回避し、新たな生活様式を取り入れながらの健康管理をお願いいたします。

6月2日、鳥取気象台長とホットラインの確認も含めた意見交換を行いました。台長のお話では、米子市の平均気温は100年換算すると2.31度も上昇しており、地球温暖化に伴う長期的な上昇傾向に、都市化による気温上昇の影響、数年から数十年の時間規模で繰り返される自然変動などが重なっている。境港市は、都市化の影響を受けておらず、同じく100年で1.03度平均気温が上昇してる。このように100年間で平均気温が1度から2度以上変動することによってゲリラ豪雨につながるおそれもあることを話されました。

住民の皆様も、梅雨の降水期を迎えたこの時期に、本年3月に全戸配布しました防災マップをいま一度確認いただき、御自宅の場所が豪雨の際に土砂災害の危険があるのか、または浸水被害が予想される地域なのかを御確認いただき、非常持ち出し袋や御家族との連絡方法、避難経路などを点検いただきますようお願いいたします。

コロナも自然災害も備えが必要かつ重要です。地域、御近所、御家族で話し合ってくださいますようお願いいたします。なお、御不明な点や御心配なことがありましたら、お気軽に役場総務課に電話いただきますようお願いいたします。

最後に、明るいニュースとして、法勝寺にお住まいの写真家、廣池昌弘さんが世界最大規模の写真コンテストで2位という快挙を達成されたことを御報告いたします。報道等で御存じのことと思いますが、世界最大規模の写真コンテスト、ソニーワールドフォトグラフィーアワード2020、世界204か国、地域から約34万枚以上の写真が集まった中で、2位に入られたという

うれしい知らせが届きました。南部町にお住まいの方が、南部町、鳥取県西部の自然を題材にした写真を世に問い、世界に認められたことは、南部町の持つ文化、芸術、そして自然のポテンシャルの高さが世界から認められたことでもあります。廣池さんの受賞を町民の皆様とともに祝福したいと思います。

昨日、おちらと庵の佐伯勉さんと報告に来ていただき、受賞作の一枚を佐伯さん手作りの額に入れて寄贈いただきました。法勝寺庁舎玄関に受賞作品を展示しておりますので、どうぞ御覧ください。

3月議会以降の火災や災害でございますが、3件の発生がございました。3月25日、下阿賀で、4月11日には八金で火災が発生し、2件合わせて延べ68人の団員が出動いたしました。両火災とも田んぼのけた焼き中に燃え広がったもので、幸いけが人等の発生はありませんでした。また、6月3日には道河内で農機具倉庫の火災が発生し、32名が出動いたしましたが、こちらも原因は枯れ草に火をつけたものが倉庫に燃え広がったものでした。町民の皆様には、火の取扱いには十分注意を払っていただきますようお願いいたします。

次に、人口動態について御報告いたします。3月1日から5月末までの間に出生された方は12人、お亡くなりになった方は30人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生した子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。5月末現在の人口は1万669人です。高齢化率は37.08%、5月末現在の今年度出生者は7名でした。前年同期と比較しますと、前年人口は1万826人で、157人の減と、少し減のスピードが速まると、大きくなってるといふうに感じます。前年同期の高齢化率は36.14%、0.94%の増加、出生数では2名の増ということでございます。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス対策を含む令和2年度一般会計補正予算など8議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第6回南部町議会定例会を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、井田章雄君、12番、亀尾共三君。

_____・_____・_____

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

_____・_____・_____

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

_____・_____・_____

日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会ではありますが、5月28日に臨時会が開催されました。

組合営の火葬場桜の苑の改修に伴う工事請負契約の締結や、本年度一般会計補正の専決処分など3議案を可決、承認いたしました。補正後の一般会計は約50億2,000万円となっております。

臨時会の終了後、ごみ処理施設等調査特別委員会が開催されました。協議案件は、一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）の概要及び広域化実施可否の判断に係るスケジュール案についてであります。今後の一般廃棄物について、処理の在り方や次期最終処分場の用地の選定の考え方をまとめた一般廃棄物処理施設整備基本構想案が示されました。

内容は、ごみ広域処理を念頭に、可燃ごみと不燃ごみの処理施設を一体的に整備し、最終処分場はその近くに設置するのが望ましいとの文言が明記されております。そして、2023年度中に用地を選定し、いずれの施設も2032年度稼働を目標にしているというふうにありました。

今後のスケジュール表とともに資料は事務局に閲覧に付しておりますので、御覧になっていただきたいと思います。

次に、議員からの報告を受けます。

南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を真壁容子君、よろしくお願いいたします。

13番、真壁容子君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（真壁 容子君） 真壁です。南部箕蚊屋広域連合議会臨時会の報告をします。

去る6月1日、令和2年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会が開催され、介護保険条例の一部改正及び任期満了に伴う監査委員の選任の2議案が提案されました。

まず、介護保険条例の一部改正では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者の保険料の減免に係る臨時的な取扱いについてでした。改正案が提案され、全員一致で可決されました。

減免の対象とする保険料を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限等が設定されている保険料とし、減免の対象者を主たる生計維持者が重篤な傷病を負うなどした第1号被保険者、または主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入の減少が見込まれ、そのいずれかの収入の減少額が前年の10分の3以上であり、減少することが見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である第1号被保険者とされました。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とし、改正による臨時的な取扱いの規定は、令和2年2月1日から適用されるということになりました。

もう一つの監査委員の選任では、現任であった南部町の仲田和男氏が引き続き全員一致で選任されました。

なお、提出されました議案につきましては、議会事務局で閲覧できますので、詳細についてはそちらで御確認ください。

以上で南部箕蚊屋広域連合議会の報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第56号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第56号、南部町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。それでは、議案第 5 6 号、南部町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

南部町農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お手元のほうに資料が渡ってるとお思いますので、私はこの提案に対してお名前だけ申し上げます。その他につきましては、お手元の資料で御確認ください。市川春樹、恩田一秀、黒木美由紀、糸田雅樹、岩指久、庄倉三保子、田邊元史。

以上でございます。よろしく御審議ください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長からの提案に対して質疑はありますか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 農業委員会委員の任命についての、町長のほうから同意を求める提案がありました。それについて質問いたします。

まず、先ほど候補者の 7 名の名前を述べていただきましたが、この候補者のそれぞれが団体推薦を受けている方々だということが 7 名とも一致していました。あと、認定農業者がこのうち 3 名、中立委員が 1 名となっています。

3 年前にも、農業委員の任命制度に変わってから、公募をして、選考委員会があるんですか。公募されたものを選定いくという方法を取って、最終的には町長が任命する名簿を作って議会に同意を求めるということになると思うのですが、3 年前も今年も同様に一致しているのは、出てくる方々全てが団体推薦で、この団体推薦とはどこかという、地域振興協議会推薦の方々です。それがいいかどうかはあると思うのですが、公募を取っているんですけれども、2 回とも実際は地域振興協議会推薦でなければ公募から外れてしまうという結果が出てきているというのが実際ではないでしょうか、町長。その点から見て、私は、この選び方として、町長が出される 7 名については、結局は 2 回とも地域振興協議会推薦でないと出れないというものをつくってしまったのかなという感じがするんですけども、その地域振興協議会推薦と公募の在り方について町長はどんなふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。前回のときにも 6 0 年に一度の農業制度の大改革であるということ、さらには、農業に関する専門的な知識をお持ちの方が南部町の中ではまだまだ

不足してるだろうというところ、そういうことから地域の中で御選任いただくのが、地域の代表者として、農業委員会制度、本来は、新たに方向転換しましたので、地域を代表する農業委員というのが、専門的な知識であったり、または大規模農業を携わっておられる皆さんということに大きく転換しましたがけれども、それにはこの今の南部町はまだなじまないではないかということから、地域振興協議会の御推薦もいうことを皆さんと話し合ったところでございます。

今回も、それから3年たちました。ただ、認定農業者の数は26人ぐらいだったと思います。もしかしたらその辺り数字が変わってるかもしれませんが、その程度の認定農業者の中でそれを過半数やるのが少し難しいということで、今回4分の1のルールを採用させていただいたところでございます。そういうことも全て包含すれば、地域の中の代表者を地域振興協議会の中から推薦いただく。もちろん、御自分の中で、自己推薦であっても、これは構わないわけでございますけれども、そういうルールとして、一つの選択肢としてそういうこともお願いしたところでございます。

結果として、今回7名の方がそのような結果になったということもあるかもしれませんがけれども、今のところ、私は、こういう一つの地域が代表者を選ぶという制度が南部町の農業にとって有利なんではないかと、このように思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長のおっしゃっていることは公募制を否定することになりませんか。農業委員は地域を代表するもの、代表するものは振興協議会推薦、こうなってきたら公募をする意味ってあるんですか。

住民に分かるように説明していただきたいのは、2回とも公募でかかって、今回の方は集落推薦だということを聞きましたが、もう初めから分かっていることですよ、それであれば。とすれば、今回も公募してきて、今回7人に絞ったというのは、地域振興協議会推薦ということで絞ったということになるわけですね。その確認をしたいんです。どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど申しましたように、自薦や、それから他薦、地域からの集落推薦、それは一向に構いませんし、私はその中で振興協議会を有利にしてほしいという具合に言っているわけではございません。そういう選定の仕方の中で、振興協議会から選んでいただくということも大事なんではないかということです。したがって、結果として振興協議会の方がなられたというだけで、それは選考委員会の中にその選定をお任せしてますので、私がそれに対してどちらがいいというものではございません。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の候補者名簿で、振興協議会といっても住民の方々から話し合ってきたので、私は反対する立場は取りませんが、今後町として考えていただきたいのは、振興協議会の使い方と農業委員の推薦の在り方の問題です。住民自治だといいいながら、地域振興協議会も1つだといいいながら、実際はもうそういう流れつくってしまってるんです、この2つで。それが集落で推薦出たりとか、自薦ではまず通らんだろうというのつくってしまってるということ、今後どうするかということをぜひ検討して、よりよく開かれた、住民の声が届く農業委員会の名簿が出てくることを町としても気を遣ってほしいということを指摘しておきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第56号、南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第56号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意されました。

-----・-----・-----

日程第6 議案第57号 から 日程第12 議案第63号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第6、議案第57号、南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから、日程第12、議案第63号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第57号から日程第12、議案第63号までの提案説明をお願いいたします。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案の2ページでございます。議案第57号、南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてです。

次のとおり南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは地方自治法の一部改正により、地方公共団体は条例で、町や職員、委員会の委員などの地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して免責する旨を定めることができることとされたことに伴い、町長等の本町に対する損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものでございます。

内容でございますが、3ページでございます。第1条は、本条の趣旨を規定しております。

第2条で、具体的な免責額について規定をしています。免責額は、損害賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額となります。最低責任限度額は、地方自治法施行令で定める町長等の基準給与年額に、役職に応じて定めた数を乗じて得た額です。乗数については、地方自治法施行令に参酌すべき基準が示されており、町長は6、副町長、教育委員会教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員は4、その他の委員会の委員及び地方公営企業の管理者は2、町の職員は1と規定しております。

第3条は、委任規定を置いております。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページでございます。議案第58号、南部町税条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長です。それでは、税条例の一部改正について御説明をいたします。新旧対照表をお配りしておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。

初めに、このたびの条例改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、税制上の措置を講ずるために地方税法が一部改正されたことに伴って条例改正を行うものです。

改正の内容としましては、1つ目に、中小企業者への固定資産税の軽減。2つ目に、軽自動車税の環境性能割の軽減期間の延長。3つ目が町税全般ですが、徴収猶予の特例。4つ目がイベントなどの中止によってチケットの払戻しを受けなかった方への個人町民税の寄附金控除の適用。5つ目に、住宅借入金特別控除の適用期間の延長が改正となっております。

それでは、新旧対照表の1ページ目をお開きください。第1条関係の改正についてでございま

す。

初めに、第10条の読替規定と第10条の2が固定資産税の関係での改正です。第10条のほうの新しいほうに下線が引いてあります第61条、第62条が地方税法で新たに追加された項目となります。

内容といたしましては、第61条のほうは、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同時期と比較して50%未満の厳しい経営環境にある中小企業者に対して令和3年度の課税の1年度分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を、売上高が30%以上50%未満減少した事業者は課税標準額を2分の1に、50%以上減少した事業者は課税標準額をゼロにするものとなる改正となっております。

それから、第62条につきましては、平成30年度の条例改正で新たに規定を設けた生産性向上特別措置法の規定によって、町の計画に基づいて行われた中小企業の一定の設備投資について固定資産税を軽減する特例措置。これは次に課税標準額をゼロとしています。この特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加えて、さらにこの適用期限が令和3年3月31日まででしたが、これを令和5年3月31日までに延長するものとなっております。今回適用対象に追加した事業用家屋、構築物につきましても、このたびの第10条の2の条文のとおり課税標準額をゼロとするものとする改正としております。

続きまして、その下の第15条の2となります。こちらのほうは軽自動車税の環境性能割について税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長して、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするための改正となっております。

次に、その下の第24条に移ります。第24条は、町税の徴収猶予の特例についての改正となります。町税全般になりますが、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置により、多くの方の収入が急減しているという状況を踏まえて、町税においても無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる特例を設けるものとなっております。

続きまして、2ページ目をお開きください。すみません、2ページ目までの第1条の改正につきましては、公布の日からの施行となります。

続きまして、3ページ目の第2条関係の改正についての説明をします。第2条の改正につきましては、令和3年1月1日からの施行となります。したがって、第10条から第24条までは施行の日までに条ずれが起こるための条文を整備するものでございます。

続きまして、3ページの一番下の下段、第25条に移ります。こちらの第25条は、新型コロ

ナウイルス感染症の関係でイベント等を中止した主催者に対するチケットの払戻しを請求されなかった方への個人町民税における寄附金控除の適用に対応するための条文改正となります。

続きまして、4 ページをお開きください。第 2 6 条です。第 2 6 条は、住宅借入金特別税額控除の適用期間の延長となります。控除期間 1 3 年間の特例措置について、所得税において新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限の令和 2 年 1 2 月 3 1 日に遅れた場合でも、新築住宅については令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに入居すれば特例措置の対象とすること、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人町民税からも控除できるようにするための改正となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。続きまして、議案書の 7 ページのほうを御覧ください。議案第 5 9 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきまして担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長です。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

初めに、国保税の税率及び額の改正は、平成 2 7 年度に改正をしてから 5 年ぶりの改正となっております。その間、医療費の支出が増加する中で、国民健康保険加入者の減少と高齢化により国保税の収入は減少する中においても、税率を据え置いて不足する財源は基金を取り崩して補ってまいりましたが、令和元年度末での国保の基金残高はゼロとなる見込みと今年度になりました。このため、このたびの税率及び額の改正におきましては、令和 2 年度の歳出予算見込みから国、県などの歳入見込みを差し引いて、不足分を国保加入者の皆様に国保税で御負担していただくようお願いするものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております新旧対照表で御説明をいたします。5 ページ目をお開きください。第 3 条から第 5 条の 2 までは基礎課税額です。いわゆる医療分の課税となりますが、その所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の税率及び額の改正となっております。第 3 条は、基礎課税額の所得割額を 1 0 0 分の 5 . 2 8 から 1 0 0 分の 7 . 5 3 に、第 4 条の資産割

額は、改正はございません。

続きまして、第5条では被保険者均等割額を、この均等割額というのは加入される皆様お一人お一人に課税となる額となりますが、これを1人当たり1万9,400円から3万100円に。

続きまして、第5条の2第1項第1号は、6ページに移りますが、世帯別平等割額の改正となります。これは国保加入の世帯ごとに課税される額となりますが、この額を1万3,600円から2万円に改正するものでございます。

続いて、同項の第2号では、特定世帯、この特定世帯というのは国保加入者であった方が75歳となられて後期高齢者医療制度に移行されたことにより、同一世帯で国保加入者がお一人だけとなった世帯のことを特定世帯といいます。この世帯の平等割額を6,800円から1万円に改正します。

続きまして、同項第3号、特定継続世帯。これは先ほどの特定世帯の状態が5年間続いた後、その状態が解消されない世帯を特定継続世帯といいます。この世帯の平等割額を1万200円から1万5,000円に改正するものでございます。

次に、第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金等課税額の所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率及び額の改正でございます。第6条は、所得割の税率を100分の3.57から100分の2.15に、第7条では、資産割の税率を100分の15.84から100分の7.0に、第7条の2は、均等割額を1人当たり1万3,100円から8,600円に、第7条の3は、世帯平等割額を9,200円から5,700円に、そして特定世帯を4,600円から2,850円、特定継続世帯を6,900円から4,270円とするものです。

続きまして、第8条から第9条の3は、介護納付金課税額の所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率及び額の改正でございます。第8条は、所得割の税率を100分の2.35から100分の2.15に、第9条の資産割額は、改正はございません。第9条の2は、均等割額を1人当たり1万600円から1万400円に、第9条の3は、世帯平等割額を、5,500円を6,900円とするものでございます。

続いて、その下の国民健康保険税の減額。第23条のほうでございます。こちらは国保加入世帯で所得が一定の金額に満たない世帯に対して、国保税の均等割額、平等割額から減ずる額を規定しております。

第8ページ目の第1号は、7割軽減の額についての改正となっております。

続いて、9ページ目です。第2号につきましては、5割軽減額についての改正となっております。

はぐっていただいて、10ページ目の第3号は、2割軽減額についての改正となっております。

次に、議案書のほう、9ページを御用意ください。このたびの条例改正の附則といたしまして、初めに、この条例の施行期日は、公布の日から施行するとしております。

次に、その下の2の経過措置についてです。このたびの条例改正については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置により収入が減少している国保加入者への影響を考慮して、改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとし、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。したがって、令和2年度の国民健康保険税は、改正前の令和元年度の税率及び額によって加入者の皆様に御負担いただくこととしております。

これで説明を終わります。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 続きまして、議案書は10ページを御覧ください。議案第60号、南部町子どもの広場設置条例の制定についてです。

次のとおり南部町子どもの広場設置条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは子供、特に小さなお子さんが安全に遊ぶことができる場を提供することを目的に、現在、東西町スポーツ広場の隣接地に整備を進めております広場について、完成後において広場の管理等に必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

内容でございますが、内容は11ページから13ページでございます。第1条は、本条例の趣旨を規定しています。

第2条では、名称、南部町子どもの広場。位置、南部町境1017番地1を定めております。

第3条及び第4条では、行為の制限及び行為の禁止ということで、広場内で制限される行為及び禁止される行為を定めております。

12ページでございます。12ページの第5条では、利用禁止または制限ということで、広場の利用が危険である場合、または工事のためやむを得ない場合においては、利用を禁止、または制限できることとしております。

第6条では、使用料は原則として徴収しないことを規定しております。

第7条以降、広場の管理について必要な諸事項を規定しております。

この条例の施行日は、令和2年9月1日からとしております。

以上、よろしく御審議お願いします。

続きまして、14ページを御覧ください。議案第61号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは厚生労働省が定める設備運営基準において、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者などであって、都道府県知事、または指定都市の町が行う研修を修了した者でなければならないこととされていますが、この研修に関して中核市の町も実施ができるように設備運営基準が改正されたことに伴い、本条例も一部改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。そういたしますと、補正予算書のほうで説明をさせていただきます。

.....

議案第62号

令和2年度南部町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154,677千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,986,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月12日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年6月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

そういたしますと、5ページを御覧ください。5ページ、第2表、地方債補正でございます。

1、追加としまして、起債の目的は、道路整備事業でございます。限度額930万円。農地災害復旧事業（補助）、限度額220万円。単県斜面崩壊復旧事業、限度額240万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

6ページをお願いします。2、変更でございます。起債の目的は、緑水園管理事業、限度額690万円。道路整備事業、限度額3,320万円。非常用発電整備事業、限度額9,790万円。道路橋梁災害復旧事業（単独）、限度額250万円にそれぞれ変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、従前のとおりでございます。

続きまして、歳出から御説明をいたします。12ページを御覧ください。主なものを御説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、74万4,000円増額し、3億4,814万8,000円とするものでございます。これは分散型勤務に伴うパソコンを管理するソフトのライセンス使用料の増に伴うものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、86万9,000円増額し、3億7,080万1,000円とするものです。これは福祉センター「いこい荘」及びしあわせの機器の修繕料となります。

7目少子化対策費、250万円増額しまして、3,591万8,000円とするものでございます。これにつきましては起業促進奨励事業の申請件数の増に対応するためのものでございます。

13ページを御覧ください。同じく民生費です。2項児童福祉費、5目保育園費、64万2,000円増額し、5億4,951万円とするものでございます。これにつきましてはさくら保育園の木の伐採に伴う経費となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。769万1,000円増額し、5,138万6,000円とするものでございます。これにつきましては新型コロナウイルス感染症予防としてマスク及びフェースシールドの補充と、避難所対策として避難所の間仕切り、折り畳みベッド、個室用テントの購入等に係る経費でございます。

14ページです。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費、1,742万5,000円増額し、1億7,615万7,000円とするものでございます。これにつきましては汗かく農業者支援事業につきましては、大型トラクターの免許取得への補助などでございます。同じく地域奨励作物支援事業につきましては、ハトムギの実証栽培に伴う経費でございます。新農業人研修支援事業と戦略的園芸品目（イチゴ）総合対策事業につきましては、イチゴのハウスを設置する経費と、そこに地域おこし協力隊を採用しまして、継続した生産体制を行うものでございます。農林業基盤整備補助金交付事業につきましては、境地区の用水路の補修、それから長田地区

のため池漏水補修での工事に伴うものでございます。

続きまして、同じく7目緑水園管理費でございます。312万4,000円増額し、2,837万7,000円とするものでございます。これは緑水園の事務所の雨漏りの対策のための経費でございます。

15ページをお願いします。同じく農林水産業費でございます。2項林業費、2目林業振興費、35万4,000円増額し、5,442万8,000円とするものでございます。これは森林整備促進事業の委託費から負担金補助及び交付金への50万円の組替えでございますが、新たな森林管理システム推進センターの設立に伴う負担金の部分でございます。それから、山間地きのこ生産モデル事業につきましては、2年間の事業を行うことにしておりまして、昨年できなかった部分について今年度行うための増額補正となります。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。514万7,000円増額し、5,411万7,000円とするものでございます。これにつきましては地域経済変動対策資金利子補給事業として、新型コロナウイルスによる売上げ減少等で融資を受けた事業者に対しまして、利子補給を行うためのものでございます。また、事業所家賃給付事業は、同じく新型コロナウイルスで影響を受けた事業者の家賃を支援するための事業でございます。

2目観光費、59万3,000円減額し、2,804万4,000円とするものです。これにつきましても新型コロナウイルス対策としまして、開催ができませんでしたさくらまつり、あるいは金田川ホテルの里まつり等の開催経費を減額するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。900万円増額し、1億2,553万5,000円とするものでございます。これにつきましてはお示しの各事業の計画の見直しによるものでございます。

17ページをお願いします。同じく土木費、4項住宅費、1目公営住宅管理費でございます。205万3,000円増額し、1,309万6,000円とするものでございます。これにつきましては菅田団地の屋根の修繕に伴うものでございます。

8款消防費、1項消防費、3目災害対策費、9,130万円増額し、1億324万5,000円とするものでございます。これにつきましては法勝寺庁舎の非常用発電設備を整備するためのものでございます。

18ページを御覧ください。9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費です。36万9,000円増額し、2,051万4,000円とするものでございます。これにつきましても新型コロナウイルス対策といたしまして、中学校の臨時休校中などで家庭学習の支援及びICT活用教

育をするためのeラーニングの教材の環境を整備するためのものでございます。

4項社会教育費、5目図書館費につきましては、221万4,000円増額し、4,860万5,000円とするものでございます。これも新型コロナウイルス対策としまして、図書館の除菌ボックスを整備するための経費でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費でございます。349万9,000円、それから4目農地等小災害復旧費33万9,000円それぞれ増額いたしまして、それぞれ350万1,000円、34万1,000円とするものでございます。これにつきましては今年の4月12日から13日の雨によりまして被災した農業施設の災害の復旧に伴うものでございます。

次に、歳入を説明いたします。9ページをお願いします。主なものを御説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3,501万4,000円増額し、12億4,878万円となります。これにつきましては新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金となります。

同じく4目土木費国庫補助金は955万3,000円増額し、6,985万円となります。これにつきましては社会資本整備総合交付金が560万円の増、防災・安全交付金が776万4,000円の減、道路メンテナンス事業費補助金が1,171万7,000円の増となります。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。40万円増額し、2,545万7,000円となります。これにつきましても新型コロナウイルス感染症対策の避難所特別支援事業として、県の補助金部分でございます。

10ページをお願いします。4目農林水産業費県補助金、790万5,000円増額し、1億9,584万6,000円となります。これは歳出側の農林事業に対する県の補助分となります。

7目災害復旧費補助金、340万円増額し、340万円とするものでございます。これにつきましては農地災害復旧事業及び単県斜面崩壊復旧事業への補助金となります。

9目商工費県補助金、182万3,000円増額し、182万3,000円とするものでございます。これにつきましても新型コロナウイルスでの制度融資の利子補給のための補助分でございます。

21款町債、1項町債、3目農林水産業債、550万円増額し、2,840万円。4目土木債、280万円増額し、4,690万円。5目消防債、9,130万円増額し、1億660万円。7目災害復旧事業債、510万円増額し、710万円とするものでございます。これにつきましては各事業それぞれの起債部分となります。先ほど申し上げました地方債の補正で上がっているも

のでございます。

20ページをお願いします。20ページには給与費の明細書をつけています。(1)の総括表で給与費の報酬を4,000円減額するものでございます。これにつきましては会計年度任用職員の報酬でございます。

22ページを御覧ください。ここには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について記載をしております。当該年度末の現在高見込額は、74億6,722万2,000円となります。

以上、御審議をよろしくをお願いします。

○議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長(芝田 卓巳君) 町民生活課長でございます。それでは、国民健康保険事業の予算書のほうを御覧ください。

.....

議案第63号

令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,318,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月12日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年6月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

では、4ページの歳出から説明させていただきます。2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金でございます。当初は予算がございましたが、新たに66万7,000円を補正で計上するものでございます。これは新型コロナウイルスにより勤務ができなくなった場合に傷病手当として支給するためのものでございます。

6款保健事業費、2項保健事業費、1目保健施設普及費でございます。28万7,000円を

減額して、646万2,000円とするものです。公用車1台を健康福祉課の管理に変更するためのものでございます。

続いて、歳入でございますが、3ページです。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、66万7,000円を増額し、10億212万5,000円とするものです。傷病手当分の特別交付金でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩を取ります。再開は2時20分にしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時05分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、疑問点のみについて簡潔に行ってください。

なお、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うことになりますので、総括的な質問のみよろしくお願いいたします。

それでは、議案第57号、南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 一つお聞きします。これ初めて出たんだろうね、出たんだから。

これは今世の中が、町長に対する住民監査請求、住民訴訟等で莫大な金額等が出されて、えってやなときに、それに悪意でしてないのにそんなんでもいいのかなということが出たんじゃないかなという条例だと思います。だからこの中に「善意でかつ重大な過失がないとき」というような文言が入ってますが、その中で一つ、1、2、3、4の数字があって、町長6、副町長はじめ4、農業委員会2、町職員1、この6、4、2、1のちょっと数字を説明してもらえませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） これは地方自治法施行令のほうでこれを参考にするということで下限の数字が設けられておりまして、その数字を採用したものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） それは分かるけど、例えば具体的にお聞きします。陶山町長に1

億の過失があります。これを何とかしなさいという裁判所の命令等が出た場合、この6というのはその1億円がどのように反映になるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） これ試算いたしますと、標準報酬月額にこの6を掛けると、そうすると例えば最低の責任額というのが出てきて、その1億の中から責任額だけを賠償すると。それを超えるものについては免除されるというものでございます。（「年額」と呼ぶ者あり）年額です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 年額の6割を払えばいいというか、それとは違うだ。（「6倍」と呼ぶ者あり）6倍。そうなんだ。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、土江一史君。少し整理をして答えてください。

○副町長（土江 一史君） 年額の6倍というふうに御理解いただければと思います。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（10番 細田 元教君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の条例について2点質問があります。

1点は、第1条の趣旨のところですよ。損害を賠償する責任の一部を免れさせること、これは先ほど細田議員も言っていた多額の金額だということだと思えるんですけども、大抵、今まで見たら、裁判等が起こってやはり損害賠償金とか確定するという場合があるんですけども、損害を賠償する責任の一部を免れさせるということの意味をもう一回教えてください。多額の費用が払われないことなんでしょうか。なぜこういうことができたのかというのを教えてください。

それと、2つ目が賠償責任の一部免責ですが、読んでて分からなかったのは「善意でかつ重大な過失がないとき」って書いてあるんですけども、善意でなかった場合とか重大な過失でない場合というのは、判断の基準というのどこに持つんですか。それがよく分からなかったんですけども、例えば善意でかつ重大な過失という、どういうことを言うのかというの分かるようなところが、これを読んだら分かるよというような教えてもらったらいと思うんですけども、その点、この2点教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。まず、最初の御質問ですけれども、この責任の一部を免れさせるということは、住民請求で求められた損害賠償、それが、その住民からの損害賠償になったものを町が町長とか職員とかに請求すると、その場合に免除される額を定めると。

その免除する額を定めるときに、最低これだけは、最低額を定めるということでこの規定のつくりになっております。

それと、もう一つ、善意かつ重大な過失はどういった場合かということでございますけれども、これはケースによると思いますので、これがどういった重大になるのかというのは裁判等で判断されるものだと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） すみません、詳しくは委員会でまた聞くんですけども、そうなれば町長が6、監査委員が4、農業委員等が2、町の職員が1ということは、これ控除するほうの数ですよ。そうですね。ということは、町長のほうが控除額が多くなる。（「反対だわ」と呼ぶ者あり）反対ですよ。反対だということですね。納得です。それだったら納得です。ということは、損害を賠償する責任の一部を免れさせるということは、先ほど言った住民監査請求とかあった場合、これを、条例をつくっておかないと全て金額どおり、出た場合しないといけなくなるということが大前提だということなんですけど、そういうことってあり得るわけですか。私にしてみたら、公務員が守らないといけないということあることだと思うんですけども、そういう事態が過去にあってこういうことが出たということになるわけですか。その辺がちょっとよく分からないんですけど、どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。近年、住民監査請求による賠償が問われる事案が多くなっていますし、さらには金額が高騰して億を超えるような判決が出されてるという具合に聞いてます。中でも多いのが、やはり個人情報の漏えい等に関するものにしますと、聞くところによりますと1データ当たり1万円ぐらいの事案が出てきています。住民の人数に掛け算をしていって案件数をすると、あっという間に1億、2億というそういう数字が出てくるような時代背景になってまいりました。厳密に個人情報を守っていかなくちゃなりませんけれども、技術に絶対がありませんのでそういうことが絶対に起きないということはありません。そういう面で仮にあった場合、どう対応していくのかという、補完したこの条例であろうと、このように思っています。真摯に6倍がどうなのかは私の判断するところではありませんけれども、厳重にこういう案件があるということを私どもも肝に銘じながら、しっかりとした対応を取っていかなくちゃいけないと改めて思ってるところです。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 善意でかつ重大な過失があるかないかというのは誰が判断するん

ですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。これによってまだ問われたことはないと思いますので、私の判断はできませんけれども、裁判の結果、さらにはそれで判明しない場合にはそれなりの判断をいただくような専門の委員会を設けてやられることになろうと想像しています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 5 8 号、南部町税条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 5 9 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑ありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第 5 9 号は、国民健康保険税の引上げです。27 年以來の 5 年ぶりの引上げだということですが、先ほど全員協議会に示された担当課からの資料ですね、これは運協の資料ですけれども、運協の 5 ページ、A 3 判で出ているのでは、どれぐらいの金額の増になるかということになれば、平均保険税が 1 世帯当たり 1 万 1, 5 5 6 円、平均保険税 1 人当たり 7, 1 0 4 円という数字が出ています。1 世帯当たり 1 万円というのは非常に大きい引上げになるというふうに思いませんか、町長。

それで今回、まず、それで二千何万近くのお金を令和 2 年度は上げるんだけれども、コロナ対策でその費用を持ってきて上げるんだけれども、その分はコロナで対応するから 1 年繰延べしますよという御提案ですよ。ですよ。私、ああそうか、コロナ対策のお金をこんなふうにして使うまちもあるんだと思って、改めて思ったんですけれども、そういうことをするのであれば、町長、今回、上げないで、上げる条例つくらないで、2, 0 0 0 万を入れとったらよかったん違うんですか。なぜこの時期に、それも上げるけど 1 年延ばしますよというところでちょっと隠れたような上げ方するというのは、私、非常にやり方としてけしからんと思ったんですよ。こういう説明、住民にできますか。であれば、2, 0 0 0 万足りなかったら入れといて、きちっと税条例について 1 年間の引上げを考えたいということもあってもよかったんじゃないかと思うんですけれども、それもなしにこういう提案でしょう。このやり方おかしいと思いませんか。町長にお聞きしたいんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。国保税が上がるということに対しては町長として、町民の皆様にも、その運営を一生懸命やってきたつもりですけれども、5年間値上げをしなかったこと、さらには基金が枯渇したこと、このような事情を十分に御理解いただきたいと思います。また、この実態についたり、それから今後どんな国保を運営していくのかについては、運協を通じて十分に話し合い、さらには住民の皆様とも話し合っていきたいと、こう思っています。

根本は、基金もないし、予算的にいわゆる歳入が非常にこのままではおぼつかないということでございます。医療費も上がり続けています中を構成する保険者も減ってきてる。こういう中で致し方ない状況をまずは御理解いただきたいと思います。

その中で、今回このようなことをいたしました。決してこれができるかどうかということについては、かなり各担当者のほうが県のほうと連携をしながら問い合わせたところです。全国での事案等も含めながら、こういう方法がいいだろうということです。簡単に言いますと、この今回のいわゆる補助金は歳出に対しての補助でございます。いわゆる歳入側からすれば、お金が2,000万入ればペイするんですけれども、歳出する必要性は、やはり値上げがあるんだけれども、値上げをしなければならない。しかし、実際にコロナ等で個人事業主等が大きなダメージを負っている。さらには、国保の構成員は非常に高齢者であったり、一概にいえばこういうコロナの影響を一番たくさん受けている世帯だろうということから、その支出としてこの臨時交付金を入れるということをさせていただくということで折り合いをつけています。

私どもはこれで論理的に武装したつもりですけれども、結果としてはこれは分かりません。結果としてこれはまた国のほうが判断されることですが、私どもはそういうことをしながら、今回のコロナで影響を受けた個人事業主さんや、多くの国保に関わる皆さんというのはそういう状況にあるんだということを理解して支出をするということを判断いたしました。真壁さんが言われることも分からないではないですけども、私どもの考えとしてはコロナの対応として国保に対して一定の国からの支援をいただくということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何か勘違いされたら困るんだけど、私、国の言う分でこんな使い方したらいけんよと言ってんと違うんですよ。どんな使い方でも基本的にはできると思ってるんです、税金の補填に使おうが何であろうがね。言ってるのは、町のやり方言ってるんですよ。この引上げしといてコロナ対策で見るから1年分引上げないよって、こんなやり方ないよねっていうのが言いたかったことなんです。ちょっとその言い方だけでも、だとすれば、町長がおっし

やった国保の世帯が影響力受けてるの分かるから、一番大変だろうとって国保税上げるのに忍びないから1年間補填する分をコロナから持ってきたと。1年間これでいきましょう。来年度なったら二波、三波が来るときに、より一層深刻になってるかも分からない。そのときはまた考えるということでよろしいですか、そしたら。そうなりますよね。今の時点でいけんといったら次の時点で、だからといって値上げ賛成するわけやないんですよ、私。そうじゃないけど、考え方から見たら、今の現状見とって、条例は上げるけども、上げるに忍びない現状があるから補填するんだ。とすれば、来年の4月になったときに現状が変わらなかったら、何らかの形で補填せざるを得ないということですね。どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。来年のことを今、私ども判断はできませんけれども、そのときの状況を見ながら判断していかなくちゃいけないだろうと思ってます。事実としては、コロナで影響を受けたという事実、さらに国保の会計でいえば2,000万からのお金が足りないという事実、さらには制度が大きく変容していて、4種の方法で取っていたものを3段階、3種というんですか、3種類の方法にも変える時期にも来ている。こういういろいろな要素が今、現実でございます。こういうところを国保の運営協議会の皆さんと十分に相談した上で、どの辺りに妥協点があるのか、妥結点があるのかを十分協議いただいて、さらには議会にも御相談していきたいと思ってます。最後には住民の皆さんとも十分、この現実的な問題を御説明したいと思ってますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第60号、南部町子どもの広場設置条例の制定について、質疑ありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） この中で、条例、東西町の下にあるところですが、第6条なんですね。使用料のところですけども、原則は広場で利用料取る場合のこれはめったにないと思うんですが、町長が別に使用料を徴収することができると書いてあるんですよ。これはどこを基準にして……。いろんな使用料取る条例がありますが、どれを基準にしてこれのことを考えられてるのかお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。公立の公園でございますので、一般的には取る、取

らない、いろいろあると思いますけども、営利目的等があった場合等想定してこのような書きぶりに取りあえずはしてるんじゃないかと想定しています。一般的には無料でどんどん使っていたく、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田議員、よろしいですか。

○議員（10番 細田 元教君） 了解。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今回の条例、南部町子どもの広場、名称が1つ、それから位置、南部町境、これ住所が1つしか入ってないんですが、これ南部町で子どもの広場というのは未来永劫ここ1か所という意味なんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。今後、子どもの広場をまた追加でどこかに整備をするということになれば、条例改正のほうを追加をする形で改正をお願いすることになると思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤議員、よろしいですか。

○議員（1番 加藤 学君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第61号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第62号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第4号）、質疑ありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 何点かございます。この中で目立った一つのが3点ほどですが、特にこれは新しい町の方針が変わったのかな。またこれで頑張ろうということかなと思ったら、新規、地域奨励作物支援事業で、ハトムギとイチゴが出てきたんですが、詳しいことは委員会でお聞きしますけども、南部町の特産としてこれに力を入れると、そのように解釈したいと思いますが、それでいいでしょうか。特にイチゴはすごいお金が入った。ハトムギでも一番大きいのは水稲で54.8ヘクタール、飼料用米は79.5ヘクタール、その次なんですね、ハトムギが。35.5、これはアールか。そのように増えてんですけども、今後そういうところに力を入れるというように解釈していいかどうか。特にイチゴなんです。それについてお聞きしたい。

それと、これは建設課。事業内容ずっといろいろ聞いたら、見たら事業計画の見直しというのがほとんどなんですが、田子課長の明晰な頭脳で至るところでこういうことで、有利な融資とか有利な起債等で事業計画を見直されてこれをされたんじゃないかというようにいい方向に解釈しますけども、そのとおりでいいのかどうか。だってこれ同じやあな事業が前回のところへも出たやあな気がいたしまして、それ聞きます。

それとあと、教育関係ですが、今回のコロナ騒動で国がオンライン授業とかいろいろすごい予算つけてましたが、この中でeラーニング、インターネット使わせた云々がありますが、これらもそちらの方向に向かって、南部町の教育はそっちのほうに持っていく伏線として捉えていいでしょうか。その3点です。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。道路関係の事業の補正でございますけども、事業説明書のほうには事業計画の見直しということでまとめさせていただいております。その前段が実はございまして、道路事業につきましてはいわゆる交付金、いわゆる国庫対象事業ということを中心に行っておりますけども、近年、配分が非常に思ったほど来ないということで、予算段階で削ってといいますか、担当課としてシーリングをかけて、あまり大きな減額の補正にならないようにということで、例えば要求額を1億したとしても、それのとおり国庫が来ないということがありまして、辛く見積もっておりましたところ、およそ900万ぐらい予想よりも多く来たものでして、そのために進捗を早めたりということの全体的な事業を、道路改良事業そのものの全体を見渡してみまして、計画を変えさせていただきまして、補助金が来て補助割れをしない、補助金をお返しせずに進捗を図っていくということもございまして、全体的な見直しをした結果ということでの補正予算をこの時期にお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。それではまず、地域奨励作物の支援事業の件ですけども、事業説明書のほうに15ページですけれども、ハトムギのほうを取り組みたいということにしております。こちらのほうは農業者の方から営農計画いただきまして、その中でハトムギを作って転換作物としてやっていきたいというふうに要望がありまして、まず取り組んでみていただいて、今後どのように広げていけるかというのを検討していきたいというふうに考えております。こちらのほうは単町事業になっておりまして、今年度、補正で対応したいというふうに思っております。

それから、イチゴの関係ですけども、こちらのほうは事業説明書の19ページにはなっており

ますけれども、鳥取県が新たに開発しましたブランドイチゴ、とっておきというイチゴを作りました。これを普及するということで、今年度、モデル事業として南部町手挙げしましたら見事当選しまして、事業を展開していきたいというふうに思っております。そのための補正予算になっておりまして、もちろん、ハウスの建設とかいうふうな補助事業になっておりますけれども、それ、2年目以降、ぜひ広げていきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、安達嘉也君。

○教育次長（安達 嘉也君） 教育次長です。議員も御承知のとおり、G I G Aスクール構想というものがございまして、今後、児童生徒にいわゆる端末を整備していくというような動きも、いわゆる事業のほうの取組もございます。もちろん、通常の教室で子供たちが学ぶということの大切さは認識しておりますが、一方では、今後、第二波だとか第三波だとかというようなところのいわゆる感染拡大を考えたときには、やはり子供たちの学力の保障というところでは、オンラインの授業ということも今後の一つやっぱり視野として考えていかなければならない、そういうふうに考えております。

その前段としまして、このeラーニング教材というものは、いわゆるインターネットを経由して家庭のほうで学習ができるというものです。今のところは、通常、ドリルだとか問題集だとか、その上にさらにプラスアルファで子供たちが家庭でインターネットを経由してそういうeラーニングができるようにというところで、まずは中学生を対象にというところで考えてるというところで補正のほうを上げさせていただいております。以上になります。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。農業のことについてお聞きいただきまして、今、産業課長のほうが概算について申し上げたとおりでございます。ハトムギは3ヘクタールです。下の単位がアールでやっていますんで、3ヘク、3町歩ですので、新たな水稻の裏作として期待しています。事業者のほうから提案があったものですので、全量買い取っていただけるものだろうと、麦茶の原料でございます。

それから、イチゴにつきましては、これは前から、現在あります金田のアイスクリーム屋さんが非常に多くの皆さんでにぎわっています。ただただアイスクリームを食べて帰っていただくだけではもったいないわけですし、今、ハウスを2棟造ってやっていただいておりますけれども、ぜひその技術を南部町、鳥取の特産であるとっておきをこの南部町で根づかせたいというのは、私の一つのまた願いでございます。外からの新たな若者等も呼び込みながら、次の次世代の南部町、農

業として後継者も育てる、さらにはとおきを南部町の特産品として育てる、アイスクリームに使っていただく、そんなことを構想する中で、また新たな一步が踏めるということで大変期待しております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 各課長から私の大体3点、主立ったものですがお聞きしまして、特に建設課長、これによって今まで事業、同じやな名前のところが、事業がころころ変わってこれ単年度には……。繰越しは1年しかできませんが、きちっとそれは整備されますね。それによって、我が町についてはこんな事業見直しによって有利になったと思われることがあったらひとつお願いしたいということと、さっき町長が言われましたハトムギとイチゴについてですが、このイチゴについては地域おこし協力隊が当たるようになっております。今まで南部町で地域おこし協力隊はずっと来ておられますが、僕の記憶には1人としてそこでなりわいができるような感じになってなかったような気がいたしております。町長がここまで力入れておられるならば、イチゴ農家で生活ができるような体制をできるようにしていただきたい、そのような気持ちだと思いますが、ぜひともこれお願いしたいと思いますが、これに関してもう一踏ん張りの後押しをお願いしたい。

あと、教育関係は、また僕、一般質問出しておりますので、そのとき詳しくお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。予想したよりも国庫は多く来たということで、有利かということでは、実は有利でございませんで、要望していくベースが対前年比で、南部町の前年ですから元年度ですね、令和元年度で幾ら南部町に対して交付金が来た、そのベースとほぼ同額を来年度にも保障していただいておりますが、来る金額として、基準として、目安としてなるわけですけども、その金額とほぼ一緒な金額が来ておりますが、ただ、予算を立てるときにそれほど来ないだろうということで、年々と配分、南部町に来る率といいますか、それを統計的に取ってありましたところ、ちょっと辛めに見積もった関係上で交付金を少なく見積もった関係上、全体事業費を抑えとったところが、それよりも少し多く来たものですから、今回補正で全体の事業費を増やしたということでして、さらに進捗が上がるというようなことはありませんけども、特に長年、改良、暫定断面でございましたけども、鍋倉工区ですね、西から鍋倉を横切って与一谷の区間、法勝寺鍋倉与一谷線と申しますけども、ここの鍋倉の池を挟んだとい面の改良やっておりましたけども、ここについては今年度のところではほぼ完成断面にしたいということで、少し多めに補正予算で配分をいたしたところでございます。詳しくは委員会のほうで御説明した

いというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 5点あります。

まず1点目、12ページの分散型勤務等業務継続事業です。これは今回も出て、前の5月の補正予算、臨時の補正予算にも出ました。この分散型勤務をしての、よかった点と課題というのは、町長、どのようにお考えですか。それを聞いておきたいのと、委員会ではどのような体制でどの場所を使って、何人配置して、どのような仕事してもらったかというの、分かるの出してもらったらありがたいと思いますので、一つはこの点です。

2点目は、同じく12ページの企画費のみんなが集う地域交流拠点支援32万、これは手間のてま里に支援すると。私は、基本的にはコロナ対策で誘客を当てにした事業で大変なので支援していくことには賛成なんです。ところが、支援していくには基準が要るんじゃないかと思ってお聞きしているんですけども、今回このようにてま里に32万出していく、これは住民組織が自発してやっていることなんで出したというんですけども、町内にはいろんなところで誘客ができずに計画どおりにいかなかった点ってありますよね。例えば農泊とか、よそからインバウンド来なかったという点であると思うんですけども、その違いは何かということなんですよ。

それと、支援していく国や県の支援制度以外に、それと町がつくった独自の制度以外にもこうして枠を別に設けて支援していかないといけないってつくっていくのは賛成ですけども、それなりの考え方が要ると思うんですね。それをどういうふうに考えるのか。なぜ今回は、この出てきているのは、このてま里だけが32万というお金が出てきたのかというのを説明してください。

3点目は、13ページの新型コロナウイルス感染症対策で769万組まれています。これ全体で5月補正にも出ましたが、ここでお聞きしたいのは、住民からぜひ聞いてほしいというのを、炭酸次亜水の問題です。いわゆる炭酸次亜水が、例えばナトリウムと違ってこちらは使えるんだというんですけども、甚だ効果が疑わしいというのが出ましたよね。これについて町が取り組みとしてるんですけども、どのように考えているかというのをちょっと聞かせていただきたい。

それから、4点目が14ページの緑水園の改修の312万4,000円の問題です。これも直すことには賛成ですが、例えば緑水園なんかも今回打撃受けてるんじゃないかと思うんですけど。これは株式会社でお金あるから何とかできるだろうというんですけど、この辺についての支援策というのは考えているのかという点です。

それと、最後の、17ページに菅田団地の屋根の改修が出ました。町営住宅の改修費をするこ

とには大賛成ですが、町長、この町営住宅をめぐっては、これまでの改修計画とかいろんな計画をせんといけんということで、どうするのかという展望が出てこないといけないと思うんですけども、菅田団地、今回は屋根の改修して……。菅田、全部済んでるわけやないですよ。そこをどういうふうにしようと、町の計画としてはなっているのかということちょっとお聞かせ願えませんか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 概要だけ私のほうから何点か申し上げます。

分散型で勤務を職員の半分だった……（「半分ではないです」と呼ぶ者あり）半分までないということですが、3割ぐらいの職員を各課の中が、全員が感染をして、BCP、事業が持続できないということを避けるために分散型で勤務をいたしました。

職員に聞きましたところ、当たり前のことですけども、電話がかかってこない職場で非常に仕事がスムーズに進んだとか、非常に好感を持った声を聞いています。ただ、これは一時的なものでして、私どもはこれからリモートワーク、在宅であったり、または今度できます複合施設であったり、または別の公民館であったり、そういうところでも仕事ができるような環境をつくるのが今後の行政の中で非常に大きな力を発揮するだろうと思っています。現実、私も昨日パソコンをお借りして、副町長、教育長、私、3人がリモートワークの試験をさせられています。自宅からでも仮想ですけども、非常に決裁等もできますし、もっと早くこういうことでできるのであればもっと機動的に対応できたなと思ってるところです。職員等に今後もそのやり方を通じて、いい点の裏側には、決していい点ばかりではないと思いますので、こういうことを検証しながら進めていきたいと思ってます。

それから、てま里のことですが、てま里にはいわゆる公共的な部分がございます。地域の皆さんが集うという機能がありまして、これがこのコロナによって大きなダメージを受けているということで、何とか支援をしてほしいという声もあります。その声に応えて、町としてはこの公共的な部分、地域の皆さんが集う部分について何とか支援をしたいということを考えてるところでございます。

それから、次亜塩素酸水の御質問いただきました。いろいろな御意見等はあった中で、たくさんの次亜塩素酸水というものがちまたで出ています。電解によって塩と水を電気分解をして作るもの。それから、次亜塩素酸ソーダ、いわゆる水道に入れる次亜ですね、あれを薄めたもの。それから、薄めてやるだけではなくて、それはソーダですんでまだアルカリ性が極めて強いものですけども、これに炭酸を含めることによって中和し、弱酸性に持ってくるもの。いろいろあっ

て非常にちまたの中で混乱が広がっているということで、4月の末だったと思いますけれども、経産省がn i t eという製品品質を管理する機構に委託をしました。私どもがちょうど次亜塩素酸水を入れようという具合な判断をしたところとちょうど並行してそんなことがありましたので、私どもも注目してその結果を見てみました。

中間報告では、インフルエンザウイルスに対しては大変効果があるということがありましたので、これはこのままいけるなという具合に思っていたところ、実際に配布する前、何日だったか今ちょっとここでは覚えていませんけれども、第2次の発表の中であまり効果が期待できないではないかということでございました。30ppmぐらいだったと思いますので、今これを、濃度を100から200ppmぐらいに上げて再度試験をしてるところだと思っています。

南部町では約100ppmぐらいで皆さんに供給することを考えていましたので、そのn i t eの結果が出るまでは保留だろうと思っています。ただ、この次亜塩素酸水は厚労省の食品添加物というんですか、野菜等を流水につけることによって、大腸菌であったり、そういうものを死滅させる、非常に強力で、また安全性の高い品物だと言ってますけれども、それがコロナウイルスに対して有効かどうか、外側のエンベロープを破壊するだけの本当に力があるのということが議論になってるようでございますので、冷静にこの判断を試みたいと思っています。それが使えなくても、今、導入していますところでは有効に使える品物だろうと思っていますので、大事にしていきたいと思っています。

菅田団地の屋根については、大分前からもうあの瓦自体がないということで、住民の皆様にも御不便をおかけしています。その中で、今回1棟でございますけれども、修繕をすることにいたしました。今、今後のその住宅の在り方というものを検討するように今回、今年度の予算の中で組んでおりますので、公営住宅の在り方、高齢者が増える中での住宅の在り方というものを根本から検討していくということを考えています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） あとの細かいことは各担当課長に聞きます。ということは、町長、分散型の勤務では、いい点もあったけれども課題もあるということなので、それは委員会に出していただけますでしょうか。出していただきますね。その確認です。

それで、次ですね、ここで町長とあんまりやり取りしとったっていけないんですけども、公共的な部分があるところは全部補助金出すのかということになるんですよね、例のてま里の件でいえばね。それで、私はどんどん支援していったらええと思うんです。今度二次、三次、お金が入ってくるのであれば、例えばそれにかかわらず公共的な部分の支援といったらどうい

こ起こりますか。そこの米やですか、ありますよね、出てくるんじゃないかと思うんですよ。いくときは、大事なのは、すること大事だし、本当の支援になるように公平にせんといけないと思いますので、その辺の基準を示してほしいと思いますので、これでもう委員会で聞けたらと思うのですが、どうでしょうかという件。

緑水園のことは委員会で聞きますね。

住宅のことも分かりました。

あと1つ、ちょっと聞きそびれたところ。先ほどの農業問題で聞いたのでいいのかなと思ったんですけども、イチゴの栽培に見とったら、地域おこし協力隊使うって書いてあるんですよ。そこですよ、地域おこし協力隊じゃないといけませんかという、町長、どうでしょうか。これは詳しいことは委員会で聞きますけん。例えば町内で仕事なさらない方がいらっしゃるときに、この方が取り組めないか。

問題は、地域おこし協力隊はお金が出るからなんですね、300万ぐらい。国から出るからそれ助かるんだけど、例えば日南町でやってるように林業振興なんかでいえば、何らかのお金を使って町が支援する方法で地域おこし協力隊にこだわらないよというやり方もありじゃないかと思うんですが、これ町長の意見聞いておきたいんです。聞いという委員会でもた言いたいんです、どうですか。そういうやり方もできるんじゃないかということ。本当に町で定着させようと思ったらそういうやり方もあるではないですかという意見、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） ありがとうございます。イチゴの話で、あとは委員会のほうで聞いていただければと思います。

一番の地域おこし協力隊といいますのは、まずきちんと技術者が、イチゴがきちんと作れる人がまず中心にいて、その方に地域おこし協力隊の御指導をいただきたいということです。そして、その地域おこし協力隊が3年ここで習って、4年目には南部町の中でイチゴを、とっておきをしっかりと地域に根差した産物にしていきたいという願いです。ですからもちろん町内の方がそういう思いを持って、一定の条件があれば補助制度等もありますので、ぜひ手を挙げていただいてそこでやっていただくということも可能ではないかと思います。制度等との、私もその細かい点が分かりませんが、果樹等でそういう事案もありますので、ぜひその技術を横に広げるといことが今一番大事ではないかなと、このように思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第63号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも町長に聞いておきます。

これは前回の専決で出た国保の傷病手当を町の中にも条例として織り込んで、その裏づけになる経費が出てきたということですよね。この中で、私は町長にお聞きしてきたのは、この傷病手当は非被用者だけです、いわゆる事業主のいないのはおかしいのではないかとというときに、町長は、まずいけんけれども、1回目は制度を入れ込んでしまうと。

2点目には、対応は遅れたらいけないってことを言ってるわけですね。私は早々に事業主負担の分を出してきてこれらのかんと思ったらそうではなかったんですけれども、町長、どう考えていらっしゃるんですか。もしここで、今、私、町長の答弁した議事録をここに持ってるんですけども、町長は「対応が遅れて後手後手に回ることがないように町独自でも何か考えていかなくちゃいけない事態になるかもしれません。」ということは、具体的には対象者がした場合に私は考えています。そのときには、もし制度が国や県でなかった場合、町でもせんと不公平になるだろうという認識はお持ちだと思うんですね。であれば、時間をいただきたいということで県に働きかけることと同時に、本当は国が制度つくるの一番だと思うんです。できなかった場合は、町がするというのであれば準備しておかないと間に合わないと思いませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。そのように前回お答えいたしました。私も直接岩美の町長さん等とお話を伺いながら、改めて必要性を感じています。実務については担当課のほうに任せていますので、後手後手、手後れにならないように策を取っていきたい。1人の事業主、一人親方が、1人だけ制度の中で何の裏づけもない中で困られるのは目に見えてますので、そういう事態があってはなりませんけれども、そういうことも考えていきたいと思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもちまして本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

15日、月曜日ですが、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集よろしくお願いたします。本日は誠に御苦労さんでした。

午後3時08分散会
